

那覇市公報

第 1 7 6 8 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市税条例の一部を改正する条例（納税課）	1083
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	1106
○那覇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	1108
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）	1110
○那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）	1112
○那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）	1115

◇告 示◇

○地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）	1118
○地籍調査の実施について（技術総務課）	1119
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）	1120
○令和2年度那覇市一般会計補正予算(第2号)（財政課）	1121
○令和2年度那覇市一般会計補正予算(第3号)（財政課）	1122
○令和2年度那覇市一般会計補正予算(第4号)（財政課）	1125
○令和2年度那覇市一般会計補正予算(第5号)（財政課）	1126
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）	1127

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）	1128
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）	1129
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）	1130
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）	1131

◇公 告◇

○那覇市ともかぜ振興会館供用開始前警備業務委託に係る入札の実施について（平和交流・男女参画課）	1133
○都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）	1135

◇消防局訓令◇

○那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令について	1137
----------------------------	------

◇教育委員会公告◇

○那覇市体育施設指定管理者の募集について	1141
----------------------	------

条 例

那覇市条例第34号

令和2年7月1日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (読替規定) 第6条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2～15 [略] 16～22 [略] 23 [略] (軽自動車税の環境性能割の非課税) 第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。	付 則 (読替規定) 第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2～15 [略] <u>16 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>17～23 [略]</u> <u>24 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>25 [略]</u> <u>26 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</u> (軽自動車税の環境性能割の非課税) 第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(付則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴</u>

第19条～第21条　〔略〕	収猶予の特例に係る手続等) 第19条　法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。 第20条～第22条　〔略〕
備考 1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	
第2条　那覇市税条例の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1)　〔略〕 (2)　障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。) 2　〔略〕 (所得控除) 第34条の2　所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条　〔略〕 (1)　〔略〕 (2)　障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。) 2　〔略〕 (所得控除) 第34条の2　所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計

2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～9 [略]

所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4の源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～9 [略]

(たばこ税の課税標準)

第94条 [略]

- 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

[表 略]

3 [略]

- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 [略]

付 則

(延滞金の割合等の特例)

- 第1条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項(第120条の7において準用する場合を含む。)、第120条第2項(第120条の7において準用する場合を含む。))及び第134条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年

(たばこ税の課税標準)

第94条 [略]

- 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

[表 略]

3 [略]

- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号の加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 [略]

付 則

(延滞金の割合等の特例)

- 第1条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項(第120条の7において準用する場合を含む。)、第120条第2項(第120条の7において準用する場合を含む。))及び第134条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合

の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法

(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項の平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法

第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 [略]

(読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 [略]

2～25 [略]

26 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 [略]

(読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 [略]

2～25 [略]

26 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～3 [略]

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第13条の2 [略]

2 [略]

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～3 [略]

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第13条の2 [略]

2 [略]

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項の優良住宅地等のための譲渡又は前項の確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

	第20条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)</u>第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。 (<u>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例</u>) 第21条 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u> 第20条～第22条 〔略〕 第22条～第24条 〔略〕
備考 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	
第3条 那覇市税条例の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第	(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第

47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項若しくは第3項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第119条第1項、第120条の12第3項又は第129条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)

47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項に規定する申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項若しくは第3項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第119条第1項、第120条の12第3項又は第129条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項に規定する申告書

でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項、第120条第2項並びに第134条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第23条 〔略〕

2 〔略〕

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第31条 〔略〕

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 〔略〕 オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において	〔略〕

を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第119条第2項、第120条第2項及び第134条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第23条 〔略〕

2 〔略〕

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第31条 〔略〕

2 〔略〕

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 〔略〕 オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2の資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を	〔略〕

同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの (2)～(9) [略]	有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの (2)～(9) [略]
3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、<u>法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u> 4 [略] (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)</u>を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提</u>	3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、<u>法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u> 4 [略] (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)</u>を、同条第1項、第2項、<u>第31項及び第35項に規定する申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項に規定する申告納付にあつては遅滞なく市長に提出</u>

- | | |
|--|--|
| <p>出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期</p> | <p>し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期</p> |
|--|--|

間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人が法第321

間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他の不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1

条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 [略]

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この

項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 [略]

項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 [略]

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指

9 法第321条の8第52項の特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 [略]

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定す

定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 〔略〕

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の

る期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項の納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 〔略〕

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の規定による処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の規定による処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

書類を提出したときは、この限りでない。
(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に
法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第
19項の納期限(同条第23項の申告納付に
係る法人税割に係る不足税額がある場合
には、同条第1項、第2項又は第4項の納期
限とし、納期限の延長があった場合には、
その延長された納期限とする。第4項第1
号において同じ。)の翌日から納付の日ま
での期間の日数に応じ、年14.6パーセン
ト(前項の納期限までの期間又は当該納
期限の翌日から1月を経過する日までの
期間については、年7.3パーセント)の割
合を乗じて計算した金額に相当する延滞
金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1
項又は第3項の規定による更正の通知を
した日が、法第321条の8第1項、第2項、
第4項又は第19項に規定する申告書を提
出した日(当該申告書がその提出期限前
に提出された場合には、当該申告書の提
出期限)の翌日から1年を経過する日後で
あるときは、詐偽その他不正の行為によ
り市民税を免れた場合を除き、当該1年を
経過する日の翌日から当該通知をした日
(法人税に係る修正申告書を提出し、又は
法人税に係る更正若しくは決定がされた
こと(同条第2項又は第4項に規定する申
告書を提出すべき法人が連結子法人の場
合には、当該連結子法人との間に連結完
全支配関係がある連結親法人(法人税法
第2条第12号の6の7に規定する連結親
法人をいう。以下この項において同じ。)
若しくは連結完全支配関係があった連結
親法人が法人税に係る修正申告書を提出
し、又は法人税に係る更正若しくは決定
を受けたこと。次項第2号において同じ。)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第50条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に
法第321条の8第1項、第2項又は第31項に
規定する納期限(同条第35項の規定によ
る申告納付に係る法人税割に係る不足税
額がある場合には、同条第1項又は第2項
に規定する納期限とし、納期限の延長が
あった場合には、その延長された納期限
とする。第4項第1号において同じ。)の翌
日から納付の日までの期間の日数に応
じ、年14.6パーセント(前項の納期限まで
の期間又は当該納期限の翌日から1月を
経過する日までの期間については、年7.
3パーセント)の割合を乗じて計算した金
額に相当する延滞金額を加算して納付し
なければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1
項又は第3項の規定による更正の通知を
した日が、法第321条の8第1項、第2項又
は第31項に規定する申告書を提出した日
(当該申告書がその提出期限前に提出さ
れた場合には、当該申告書の提出期限)
の翌日から1年を経過する日後であるとき
は、詐偽その他不正の行為により市民
税を免れた場合を除き、当該1年を経過す
る日の翌日から当該通知をした日(法人
税に係る修正申告書を提出し、又は法人
税に係る更正若しくは決定がされたこと
による更正に係るものにあつては、当該
修正申告書を提出した日又は国の税務官
署が更正若しくは決定の通知をした日)
までの期間は、延滞金の計算の基礎とな
る期間から控除する。

による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) 〔略〕

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 〔略〕

2～3 〔略〕

- 4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)～(2) 〔略〕

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 〔略〕

2～3 〔略〕

に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつ

た日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 [略]

- 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

[表 略]

3～10 [略]

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第1条の2 [略]

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定に

(たばこ税の課税標準)

第94条 [略]

- 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

[表 略]

3～10 [略]

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第1条の2 [略]

- 2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第1条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定に

より第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。	より第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。
2 [略]	2 [略]
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条中那覇市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに付則第5条の規定 令和2年10月1日
- (3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条及び付則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第3条中那覇市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び付則第6条の規定 令和3年10月1日
- (5) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第4条の規定 令和4年4月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)付則第1条の2の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下この項において「旧法」という。)第292条第1項第11号の寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号の寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第4条 付則第1条第5号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「5号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7の連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項の連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が5号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

- 2 5号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項の連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

那覇市条例第35号

令和2年7月1日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則 <u>(新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例)</u> 15 <u>令和2年2月14日から同年8月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和2年8月31日」とする。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第36号

令和2年7月1日

公 布 済

那覇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

那覇市後期高齢者医療に関する条例（平成20年那覇市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（本市において行う事務） 第2条 本市は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、<u>次の各号に掲げる事務</u>を行うものとする。 （1）～（7）〔略〕 （8）〔略〕	（本市において行う事務） 第2条 本市は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、<u>次に掲げる事務</u>を行うものとする。 （1）～（7）〔略〕 （8）<u>広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> （9）〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第37号

令和2年7月1日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
別表第1(第2条関係) 民生及び税務に関するもの 1～4 〔略〕 5 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。 以下この項において「法」という。)及び 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成2 5年法律第27号。以下この項において「番 号法」という。)に基づく事務	別表第1(第2条関係) 民生及び税務に関するもの 1～4 〔略〕 5 〔略〕																				
<table><tr><th>号</th><th>事務</th><th>手数料 の名称</th><th>手数料 の額</th></tr><tr><td colspan="4">(1)～(7) 〔略〕</td></tr><tr><td>(8)</td><td>番号法第7条第 1項に規定する 通知カードの 再交付</td><td>通知カ ードの 再交付 手数料</td><td>1件につ き500円</td></tr></table>	号	事務	手数料 の名称	手数料 の額	(1)～(7) 〔略〕				(8)	番号法第7条第 1項に規定する 通知カードの 再交付	通知カ ードの 再交付 手数料	1件につ き500円	<table><tr><th>号</th><th>事務</th><th>手数料 の名称</th><th>手数料 の額</th></tr><tr><td colspan="4">(1)～(7) 〔略〕</td></tr></table>	号	事務	手数料 の名称	手数料 の額	(1)～(7) 〔略〕			
号	事務	手数料 の名称	手数料 の額																		
(1)～(7) 〔略〕																					
(8)	番号法第7条第 1項に規定する 通知カードの 再交付	通知カ ードの 再交付 手数料	1件につ き500円																		
号	事務	手数料 の名称	手数料 の額																		
(1)～(7) 〔略〕																					
6～8 〔略〕	6～8 〔略〕																				
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」とい う。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改 正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び 当該改正部分に係るけい線を削る。																					

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第38号

令和2年7月1日

公 布 済

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年那覇市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項の規定に基づき特定教育・保育施設の運営に関する<u>基準を、及び</u>第46条第2項の規定に基づき特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> 5 前項の場合において、特定地域型保育事	（趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項の規定に基づき特定教育・保育施設の運営に関する<u>基準及び法第46条第2項の規定に基づき特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。</u> （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u> （1）市長が、<u>児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> （2）<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> 5 前項（<u>第2号に係る部分に限る。</u>）の場合

業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)～(2) 〔略〕 6～9 〔略〕	において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)～(2) 〔略〕 6～9 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第42条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

那覇市条例第39号

令和2年7月1日

公 布 済

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那覇市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保育所等との連携） 第8条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 （1）～（2） 〔略〕 （居宅訪問型保育事業） 第39条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲	（保育所等との連携） 第8条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u> （1） 市長が、<u>法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> （2） <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> 5 前項（<u>第2号に該当する場合に限る。</u>）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 （1）～（2） 〔略〕 （居宅訪問型保育事業） 第39条 〔略〕

げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) [略] (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項の母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育	(1)～(3) [略] (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項の母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 133 号

令和 2 年 6 月 24 日

掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称 当蔵町自治会

2 変更があった事項及び内容

代表者の変更

(変更前) 氏名 宮城 政雄

住所

(変更後) 氏名 仲本 久美子

住所

那覇市告示第 138 号
令和 2 年 6 月 29 日
掲 示 済

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、下記のとおり地籍調査を実施する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1 事業計画が告示された年月日 | 令和2年6月26日 |
| 2 調査を実施する者の名称 | 那覇市 |
| 3 調 査 地 域 | 那覇市
(港町1丁目の一部並びに曙3丁目、港町2丁目の一部及び港町3丁目) |
| 4 調 査 期 間 | 令和2年6月29日から
令和3年3月31日まで |

那覇市告示第 152 号
令和 2 年 7 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき令和 2 年 6 月 29 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	永村 良二	消化器内科	沖縄協同病院
2	長谷川 千穂	内科	沖縄協同病院
3	金沢 章弘	内科	沖縄協同病院
4	長嶺 由哉	内科	沖縄協同病院
5	若林 創	整形外科	沖縄協同病院

那覇市告示第 153 号

令和 2 年 7 月 15 日

令和2年(2020年)4月30日付けで専決処分を行った令和2年度那覇市一般会計補正予算(第2号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市一般会計補正予算(第2号)

令和2年度那覇市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,972,993千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,633,652千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		42,470,464	32,972,993	75,443,457
	2 国庫補助金	6,333,454	32,972,993	39,306,447
歳 入 合 計		158,660,659	32,972,993	191,633,652

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		82,564,307	32,972,993	115,537,300
	1 社会福祉費	27,443,066	32,498,813	59,941,879
	2 児童福祉費	30,850,717	474,180	31,324,897
歳 出 合 計		158,660,659	32,972,993	191,633,652

那覇市告示第 154 号

令和 2 年 7 月 15 日

令和2年(2020年)6月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市一般会計補正予算(第3号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市一般会計補正予算(第3号)

令和2年度那覇市の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,293,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,927,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		75,443,457	454,893	75,898,350
	1 国庫負担金	36,050,200	83,152	36,133,352
	2 国庫補助金	39,306,447	370,389	39,676,836
	3 委託金	86,810	1,352	88,162
16 県支出金		18,562,286	729	18,563,015
	2 県補助金	9,226,685	729	9,227,414
17 財産収入		604,742	2,280	607,022
	1 財産運用収入	438,608	2,280	440,888

19 繰入金		6,431,444	137,815	6,569,259
	2 基金繰入金	6,427,456	137,815	6,565,271
21 諸収入		1,498,318	8,270	1,506,588
	4 受託事業収入	55,868	227	56,095
	5 雑入	1,069,216	8,043	1,077,259
22 市債		16,759,600	690,000	17,449,600
	1 市債	16,759,600	690,000	17,449,600
歳入合計		191,633,652	1,293,987	192,927,639

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		19,615,895	5,000	19,620,895
	1 総務管理費	17,120,630	5,000	17,125,630
3 民生費		115,537,300	56,250	115,593,550
	1 社会福祉費	59,941,879	56,250	59,998,129
4 衛生費		9,949,880	13,236	9,963,116
	1 保健衛生費	6,283,497	13,236	6,296,733
7 商工費		2,849,140	1,914	2,851,054
	1 商工費	2,849,140	1,914	2,851,054
8 土木費		12,489,952	37,900	12,527,852
	4 都市計画費	6,675,797	37,900	6,713,697
9 消防費		3,276,014	8,700	3,284,714
	1 消防費	3,276,014	8,700	3,284,714
10 教育費		14,456,170	1,170,987	15,627,157
	1 教育総務費	1,673,676	1,161,596	2,835,272
	6 保健体育費	1,847,810	9,391	1,857,201
歳出合計		191,633,652	1,293,987	192,927,639

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	償還の方法
9 道路整備事業	115,500	証書借入 又は証券 発行	年5% 以内（た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率）	償還期 間は、据置 期間を含 め30年以 内とする。 償還方 法は、元利 均等、元金 均等等に よる。 ただし、 財政の都 合により、 据置期間 中であつ ても繰上 償還し、償 還年限を 変更し、又 は借り換 えること ができる。	130,400	補正前に 同じ	
14 消防施設整備事業	321,200				326,700		
15 教育施設整備事業	2,608,900				3,278,500		

那覇市告示第 155 号

令和 2 年 7 月 15 日

令和2年(2020年)6月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市一般会計補正予算(第4号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市一般会計補正予算(第4号)

令和2年度那覇市の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ749,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,677,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		75,898,350	720,738	76,619,088
	2 国庫補助金	39,676,836	720,738	40,397,574
19 繰入金		6,569,259	28,837	6,598,096
	2 基金繰入金	6,565,271	28,837	6,594,108
歳 入	合 計	192,927,639	749,575	193,677,214

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		19,620,895	10,722	19,631,617
	1 総務管理費	17,125,630	10,722	17,136,352
3 民生費		115,593,550	56,865	115,650,415
	2 児童福祉費	31,324,897	56,865	31,381,762
7 商工費		2,851,054	681,988	3,533,042
	1 商工費	2,851,054	681,988	3,533,042
歳 出	合 計	192,927,639	749,575	193,677,214

那覇市告示第 156 号

令和 2 年 7 月 15 日

令和2年(2020年)6月那覇市議会定例会で議決された令和2年度那覇市一般会計補正予算(第5号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和2年度那覇市一般会計補正予算(第5号)

令和2年度那覇市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ648,403千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,325,617千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		76,619,088	648,403	77,267,491
	2 国庫補助金	40,397,574	648,403	41,045,977
歳入合計		193,677,214	648,403	194,325,617

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		115,650,415	648,403	116,298,818
	2 児童福祉費	31,381,762	648,403	32,030,165
歳出合計		193,677,214	648,403	194,325,617

那覇市告示第 157 号

令和 2 年 7 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
仲地胃腸内科クリニック	医療法人ふたば会 理事長 仲地 紀茂	令和2年5月1日～ 令和8年4月30日
那覇市泊2－6－10 2階		
クリニックソルテ	門馬 康二	令和2年5月1日～ 令和8年4月30日
那覇市牧志2－17－46 平良ビル		
医療法人よつばの会首里眼科	医療法人よつばの会 理事長 宮平 誠司	令和2年5月1日～ 令和8年4月30日
那覇市首里久場川町2丁目136－1番地		
訪問看護ステーション末吉	医療法人エイチ・エス・アール 理事長 名嘉村 博	令和2年5月1日～ 令和8年4月30日
那覇市首里末吉2丁目95番地4		
訪問看護ステーション美ら	合同会社縁 代表社員 比嘉 留美	令和2年6月19日～ 令和7年12月31日
那覇市宇栄原1丁目19番3号 具志さつき荘101号室		

那覇市告示第 158 号

令和 2 年 7 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
ていーだ薬局	株式会社メディケイト	令和元年 11 月 30 日
那覇市高良 3－1 0－6		
アイエス薬局	株式会社アイエスメディカル	令和 2 年 5 月 30 日
那覇市字大道 1 2 2 番地		
宮城小児科医院	宮城 英雅	令和 2 年 5 月 31 日
那覇市牧志 2－1 6－5		
仲地胃腸内科クリニック	仲地 紀茂	令和 2 年 5 月 1 日
那覇市泊 2－6－1 0 2階		

那覇市告示第 159 号

令和 2 年 7 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
真栄城 元寛	柔道整復	令和 2 年 5 月 27 日
中国整骨院	那覇市寄宮 1-12-6 1F	
島袋 京子	あん摩・マッサージ	令和 2 年 5 月 27 日
フレアス在宅マッサージ沖縄	那覇市銘苅 1 丁目 9-28	
宮城 かし子	あん摩・マッサージ はり・きゅう	令和 2 年 5 月 27 日
フレアス在宅マッサージ沖縄	那覇市銘苅 1 丁目 9-28	

那覇市告示第 160 号

令和 2 年 7 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
金城 和裕	まーぶる整骨院	令和元年 5 月 31 日
	那覇市三原 3 丁目 7-19 B-STAGE	
真栄城 元寛	中国鍼灸整骨院	平成 31 年 4 月 17 日
	那覇市寄宮 1 - 1 2 - 6 1F	

那覇市告示第 161 号

令和 2 年 7 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
リハビリ型デイサービス息吹		令和 2 年 6 月 1 日
所在地	那覇市字銘苅 3 2 2 - 1 真栄城ビルⅡ 1F (那覇市真嘉比 2-29-28 なかよし内科ビル 3F)	
那覇市地域包括支援センター繁多川		平成 31 年 2 月 1 日
所在地	那覇市繁多川三丁目 6 番 9 号 (那覇市繁多川三丁目 8 番 13 号 マンションニュー松城 101)	
ヘルパーステーション壺屋		令和 2 年 5 月 1 日
所在地	那覇市識名 3 丁目 7 番 28 号 パステルハイツ識名 305 号 (那覇市壺屋二丁目 3 番 7 号 メゾン幸楽 207)	
ヘルパーステーションよりそい		令和 2 年 5 月 1 日
所在地	那覇市識名 3 丁目 7 番 28 号 パステルハイツ識名 305 号 (那覇市三原 2 丁目 1 番 17 号 三原フラッツ 302 号)	
ヘルパーステーション繁多川		令和 2 年 5 月 1 日
所在地	那覇市識名 3 丁目 7 番 28 号 パステルハイツ識名 305 号 (那覇市繁多川 1-24-29 目取真荘 105 号)	
ヘルパーステーションいしだ		令和 2 年 5 月 1 日
所在地	那覇市識名 3 丁目 7 番 28 号 パステルハイツ識名 305 号 (那覇市繁多川 5-5-13 マンション筆山 502 号)	
ヘルパーステーションながた		令和 2 年 5 月 1 日
所在地	那覇市識名 3 丁目 7 番 28 号 パステルハイツ識名 305 号 (那覇市長田 2-2-29 グラウンドヒルズ玉城 405 号)	

公 告

那覇市公告第 149 号

令和 2 年 6 月 30 日

掲 示 済

那覇市ともかぜ振興会館供用開始前警備業務委託に係る入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市ともかぜ振興会館供用開始前警備業務委託
- (2) 施 設 名 那覇市ともかぜ振興会館（那覇市金城 3 丁目 5 番地 3）
- (3) 履 行 内 容 仕様書のとおり
- (4) 履 行 期 間 契約日の翌日から、令和 2 年 8 月 29 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第 5 条第 1 項の名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 沖縄県内に本店があること。
- (4) 本市内に、本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (5) 警備業務にあつては沖縄県公安委員会の認定を受けており、1 号警備で登録していること。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (7) 本市において指名停止の措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所 総務部 平和交流・男女参画課

4 質問疑義照会書

- (1) 質問期限 令和2年7月6日（月）午後2時
- (2) 「質問疑義照会書」（様式1）を電子メールで下記のアドレス宛てに提出
- (3) 那覇市役所 総務部 平和交流・男女参画課
E-mail：S-HEIDAN001@city.naha.lg.jp
- (4) 回答 令和2年7月7日（火）に那覇市ホームページの公示している場所に回答を掲示します。

5 入札説明会

入札説明会は実施しません。

6 入札参加申し込み

- (1) 入札参加申し込み期限 令和2年7月8日（水）午後2時
- (2) 提出書類
・入札参加申込書（様式2）
- (3) 提出先 総務部 平和交流・男女参画課

7 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年7月9日（木）午後2時
- (2) 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所5階（501会議室）

8 入札時提出書類

- (1) 入札書（様式3）
- (2) 代理人が入札する場合は委任状（様式4）

9 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除。

10 入札の無効に関する事項

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 その他

- (1) 那覇市に提出された書類は返却しません。

12 落札決定後の提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書（本市様式）及び公安委員会の認定通知書の写しを総務部平和交流・男女参画課へ提出すること。

13 正当報酬受領証の提出

契約を締結した者は、仕様書又は契約書に定めるとおり、正当報酬

受領証を提出すること。

14 お問い合わせ

那覇市総務部平和交流・男女参画課：安里、大城

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-861-6906（直通） FAX 098-861-4092

那覇市公告第 150 号

令和 2 年 6 月 30 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市都市みらい部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

公園の名称	ニシムイ公園
公園の位置	那覇市首里儀保町1丁目地内
供用開始の期日	令和2年6月26日
公園の区域	別紙位置図のとおり

位置図



詳細図



消防局訓令

那覇市消防局訓令第 14 号
令和 2 年 6 月 22 日
公 表 済

那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

那覇市火災予防査察規程（平成31年消防局訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（査察結果の通知等） 第15条 局長又は署長は、査察を実施したときは、当該査察対象物の関係者に対して、その結果を立入検査結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。ただし、必要に応じ査察員の長は、立入検査結果通知書（第3号様式）により通知することができる。	（査察結果の通知等） 第15条 局長又は署長は、査察を実施したときは、当該査察対象物の関係者に対して、その結果を立入検査結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。ただし、必要に応じ査察員の長は、立入検査結果通知書（第3号様式又は第3号様式の3）により通知することができる。 <u>2 査察員は、査察を行ったときは、速やかに立入検査結果報告書（第3号様式の2又は第3号様式の4）により局長又は署長に報告するものとする。</u> <u>（走行中の移動タンク貯蔵所等に対する停止措置等）</u> <u>第15条の2 法第16条の5第2項の規定に基づく走行中の移動タンク貯蔵所に対する停止措置及び立入検査については、危険物輸送車両の立入検査実施要綱に基づき実施するものとする。</u> <u>2 常置場所が管轄区域外である移動タンク貯蔵所のうち、法令違反が認められるものについては、立入検査結果通知書の写しを当該移動タンク貯蔵所の常置場所を管轄する市町村長等に通知するものとする。</u> <u>3 危険物運搬車両に対する停止措置及び立入検査については、第1項の規定を準用するものとする。</u> [第3号様式の3 別記] [第3号様式の4 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後の欄中の様式（以下「改正後様式」という。）の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

2020（令和2）年7月15日

〔改正後 別記〕

第3号様式の3(第15条関係)

年 月 日

様

那覇市消防局
 階 級 ・ 氏 名

危険物施設等立入検査結果通知書

次の危険物施設について、 年 月 日、消防法第16条の5に基づき立入検査を行った結果は以下のとおりです。今回の検査で不適と判定された項目については、速やかに改修し改修等報告書を下記の提出期限までに提出してください。

施設名称		危険物施設区分	
所在地(階)	那覇市	施設番号	
番号	違反指摘事項(根拠法令)		
問合せ先	1.改修等報告書提出期限(年 月 日) 提出先(那覇市) 2.問合せ先:電話 担当者:		
検査立会・通知書受領者 職・氏名:			
法令の略称	法(消防法)、令(消防法施行令)、規則(消防法施行規則)、危令(危険物の規制に関する政令)、危則(危険物の規制に関する規則)、条例(那覇市火災予防条例)、条例規則(那覇市火災予防条例施行規則)、危規則(那覇市危険物の規制に関する規則)、建基法(建築基準法)、建基法令(建築基準法施行令)		

[改正後 別記]

第3号様式の4(第15条関係)

課長	係長	主査	係員

年 月 日

様

那覇市消防局

階 級 ・氏 名

危険物施設等立入検査結果報告書

次の危険物施設について、 年 月 日、法第16条の5に基づき立入検査を行った結果を報告します。

施設名称		危険物施設区分	
所在地(階)	那覇市	施設番号	
番号	違反指摘事項(根拠法令)		
問合せ先	1.改修等報告書提出期限(年 月 日) 提出先(那覇市) 2.問合せ先:電話 担当者:		
検査立会・通知書受領者 職・氏名:			
法令の略称	法(消防法)、令(消防法施行令)、規則(消防法施行規則)、危令(危険物の規制に関する政令)、危則(危険物の規制に関する規則)、条例(那覇市火災予防条例)、条例規則(那覇市火災予防条例施行規則)、危規則(那覇市危険物の規制に関する規則)、建基法(建築基準法)、建基法令(建築基準法施行令)		

教育委員会公告

那覇市教育委員会公告第 15 号
令和 2 年 7 月 1 5 日

那覇市体育施設指定管理者の募集について

那覇市体育施設条例第 16 条の規定により、令和 3 年 4 月から那覇市体育施設の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 田 端 一 正

1 名称及び位置

那覇市体育施設

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| ① 那覇市民体育館 | 那覇市字識名1227番地（識名公園内） |
| ② 漫湖公園市民庭球場 | 那覇市鏡原町37番1号（漫湖公園内） |
| ③ 那覇市民首里石嶺プール | 那覇市首里石嶺町2丁目70番地9
（石嶺文化スポーツプラザ内） |

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市体育施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 応募に関する事項

（1）応募資格

指定期間中、那覇市体育施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではありません）とします。但し、個人の応募は不可とします。

ア 団体が単独で応募する場合

（ア）本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

イ 共同企業体で応募する場合

（ア）代表者及び構成員：本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

（イ）代表団体を定め、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。

（ウ）応募の際には「共同企業体協定書」を提出すること。なお、「共同企業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。

（エ）同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。

（2）欠格事項

次に該当する法人等は、申請をすることができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合は、当該共同企業体が行った申請は無効とします。

ア 市税等の滞納をしている法人等

イ 応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等

ウ 過去1年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等

エ 会社の更正法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等

オ 団体の代表者及び役員が破産者又は禁固以上の刑に処せられている法人等

カ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人等

キ 那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等

5 応募の方法

（1） 那覇市体育施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

（2） 募集要項等の配布

配布期間：令和2年7月8日（水）から令和2年9月8日（火）まで

（土曜、日曜及び祝日を除く）

配布時間：午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までの間を除く）

配布場所：那覇市教育委員会生涯学習部 市民スポーツ課

（那覇市役所 本庁舎10階）

所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会市民スポーツ課ホームページからダウンロードすることもできます。

（3） 指定申請書の提出方法 持参により下記場所へ提出して下さい。

場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所10階

那覇市教育委員会生涯学習部 市民スポーツ課

6 応募受付期間

（1） 受付期間：令和2年7月8日（水）から令和2年9月8日（火）まで

（土曜、日曜及び祝日を除く）

（2） 受付時間：午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までの間を除く）

7 説明会及び施設見学会の開催

那覇市体育施設の説明会及び施設見学会を開催します。

なお、この説明会に参加しなくても応募することはできます。

（1） 日 時：令和2年8月5日（水）午後1時30分から

（2） 場 所：那覇市民体育館会議室

那覇市字識名1227番地

（3） 申込受付：8月3日（月）午後5時までに「那覇市体育施設説明会及び施

設見学会参加申込書（様式 23）」を用い、問い合わせ先のメールアドレスへメール、またはFAXで提出してください。なお、参加人数は1団体2名までとします。

8 問い合わせ先

那覇市教育委員会 生涯学習部 市民スポーツ課

住所 〒900-8553 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-917-3504

FAX 098-917-3521

E-mail e-s-sup001@city.naha.lg.jp

